



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年7月15日火曜日 第1981号外1

◇ 目次 ◇
告 示

不健全ながん具類等の指定..... 1

告 示

○愛媛県告示第1086号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条の2第2項の規定に基づき、次のがん具類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるがん具類等として指定する。

平成20年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

がん具類等

種別	番号	名称	形状その他の特徴	製造所	指定の理由
刃物類	20 001	固定式のナイフ	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第17条の規定により測定した刃体の長さ（以下「刃体の長さ」という。）が6センチメートルを超えるナイフであって、刃体が柄に固定され、刃先が片側または両側にあるもので、刃体の先端部が著しく鋭いもの（日常生活で使用されるものを除く。）	-	人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20 002	折りたたみ式のナイフ	刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフであって、通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体又は柄を回転させることによって開刃させ、刃体と柄を直線的に固定させる装置を有するもので、刃体の先端部が著しく鋭いもの（不健全ながん具類等の指定（平成10年愛媛県告示第310号）により指定した刃物類（バタフライナイフ（通称））及び日常生活で使用されるものを除く。）	-	
"	20 003	スライド式のナイフ	刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフであって、通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具によって刃体を柄に固定させる装置を有するもので、刃体の先端部が著しく鋭いもの（日常生活で使用されるものを除く。）	-	